

# 施設整備スケジュールについて

資料 6

## 1 はじめに

ごみ広域処理施設は令和 10 年度からの稼働を予定していますが、施設整備基本計画の策定を進める中で整理・検討した内容も踏まえ、着実な施設整備を進めるための施設整備スケジュールを以下に整理します。

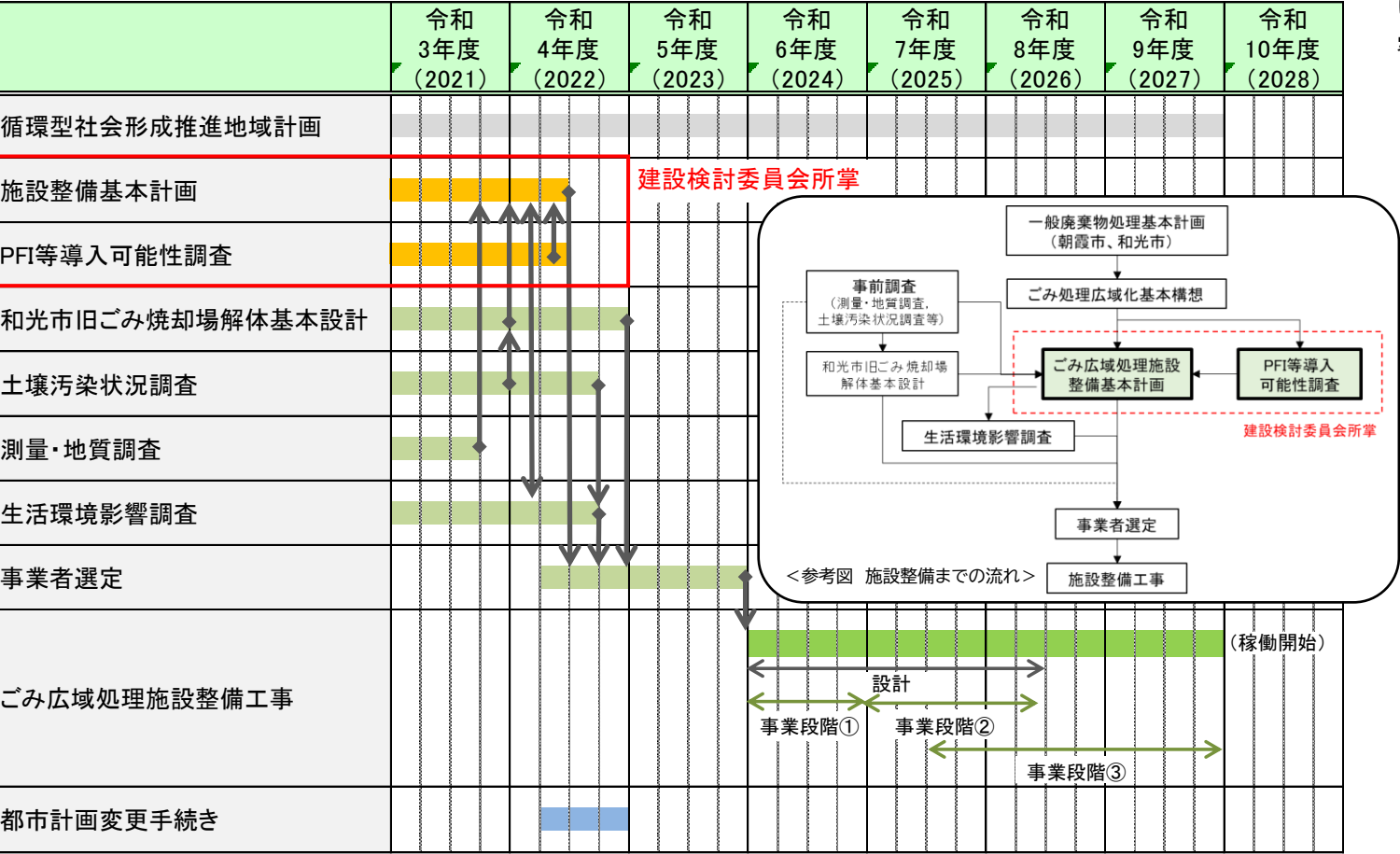
## 2 施設整備スケジュール(案)

ごみ広域処理施設の稼働までに実施するための事業スケジュール(案)は表 1 に示すとおりです。

ごみ広域処理施設は令和 10 年度からの稼働を予定しており、施設の詳細設計、建設工事を行うごみ広域処理施設整備工事は、4 カ年を想定しています。

この工事期間については、メーカーヒアリング・市場調査の結果も踏まえていますが、今後の事業者選定段階や実施設計の段階においても詳細な検討や変更点があれば適宜見直しを進め、着実な施設稼働を実現するものとします。

表 1 施設整備スケジュール (案)



\*1:循環型社会形成推進地域計画は、計画期間(令和 3 年 4 月 1 日～令和 10 年 3 月 31 日)を示しています。

ごみ広域処理施設稼働までは、各種調査や・計画作成及び整備工事を環境省の交付金を活用して進めていきます。

## 3 ごみ広域処理整備工事の手順

ごみ広域処理施設整備は、4 カ年の工事を予定していますが、その期間におけるごみ広域処理施設整備工事の手順は、図 1 に示す手順が想定されます。

各事業段階における内容は、次のとおりです。

**事業段階①**：旧和光市ごみ焼却場を解体撤去します。

**事業段階②**：建設予定地の造成工事を行います。

**事業段階③**：工場棟、管理棟、計量棟の建設や敷地内の道路や駐車場、緑地等を整備します。

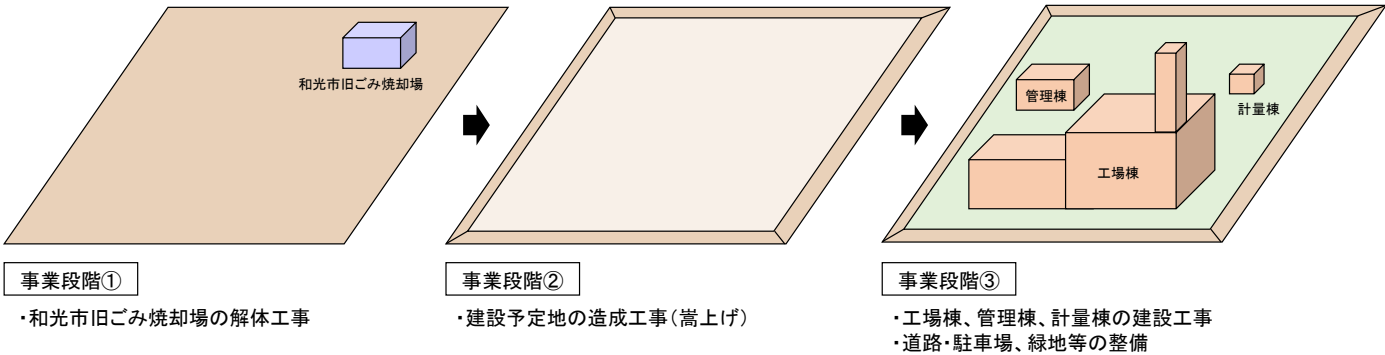


図 1 ごみ広域処理施設整備工事の手順 (イメージ)

## 4 今後の予定

表 2 に示した施設整備スケジュールの中で、施設整備工事が始まるまでに必要な調査、計画等の今後の予定を表 2 に示します。内容については、必要に応じて見直しを図っていくこととしますが、各種調査・計画は関連性があることから密接に連携しながら進めていくものとします。

表 2 今後の予定等 (案)

|                 | 今後の予定等                                                                                                                     |
|-----------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 循環型社会形成推進地域計画   | 計画期間の中で、見直しが必要な事項が生じた場合は、修正した計画書により国(環境省)に申請をしていく。                                                                         |
| 施設整備基本計画        | メーカーヒアリング・市場調査の結果を踏まえて、施設整備基本計画の全体計画を策定する。(次回の建設検討委員会以降は、施設整備基本計画(素案)という形で提示し、最終的な案を取りまとめ、パブリックコメントを実施する)                  |
| PFI 等導入可能性調査    | メーカーヒアリング・市場調査の結果を踏まえて、公設公営方式、DBO 方式、PFI(BTO)方式の VFM 検討を行い、総合的な観点から本組合事業にとって最適な事業方式を選定する。                                  |
| 和光市旧ごみ焼却場解体基本設計 | ダイオキシン類等調査結果や地歴調査・埋設廃棄物調査、土壌汚染調査の結果を踏まえて、解体基本計画書を策定し、事業者選定における事業者募集資料にも必要情報を反映していく。                                        |
| 生活環境影響調査        | 施設整備基本計画側から提示する予測・評価に必要な情報を踏まえて、施設建設後の影響予測を行う。<br>調査結果の縦覧手続を経て、事業者募集資料に反映していく。                                             |
| 都市計画変更手続き       | 和光市旧ごみ焼却場を含めた建設予定地全体に係る都市計画決定の手続きを行う。                                                                                      |
| 事業者選定           | 施設整備基本計画、和光市旧ごみ焼却場解体基本設計の内容を踏まえて、ごみ広域処理を整備、運営していくための事業者を選定する。<br>(まずは、メーカーヒアリング・市場調査よりも詳細な見積用要求水準書を作成し、施設要求仕様や事業費の精査を進める。) |

\*1:土壌汚染状況調査、測量・地質調査は、令和 3 年度の調査検討として、結果等を取りまとめ、施設整備基本計画や解体基本設計、事業者選定における事業者募集資料に反映していくものとし、必要に応じて追加調査等の対応等も検討します。